

## 議第39号

### 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項を次のように改める。

インターネット接続役務提供事業者（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）および当該インターネット接続役務提供事業者のインターネット接続役務（同条第5項に規定するインターネット接続役務をいう。）の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を業として行う者は、利用者と当該契約の締結またはその媒介、取次ぎもしくは代理をしようとするときは、当該契約を締結しようとする相手方に対し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を青少年が閲覧し、または視聴することがないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（同条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下この条において同じ。）または青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この条において同じ。）に関する情報を提供し、これらの利用を推奨するように努めなければならない。

第20条の2第2項および第3項中「青少年に有益なソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービス」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。